

令和 7 年度 小規模団体活動支援事業実施要領

1 目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、熊本県社会福祉振興基金により、地域で福祉活動を活発に推進している小規模団体の設備や機材の整備に対して助成を行い、団体活動の活性化を促すことにより、地域で支援を必要とする方々の社会参加の促進と活力ある地域福祉活動の推進を目的として本事業を実施する。

2 助成対象事業

県内の小規模団体が実施する次の事業を対象とする。

- (1) 障がい者等の創作的活動や生産活動及び社会との交流等を促進する共同作業所の事業
- (2) 生活困窮等により十分な食事がとれない子どもに食事や居場所を提供する子ども食堂等（地域食堂含む）の事業
- (3) 高齢者、その家族、地域住民及び専門家等が集い、認知症予防や情報交換等の場を提供する認知症カフェ等の事業

3 助成金額

助成率及び上限額等は、次のとおりとする。

- (1) 1 団体に対し、原則として総事業費の 3 分の 2 以内で、かつ 10 万円を限度として助成する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 助成金は、予算の範囲内で交付する。

4 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 器具什器費（物品の購入に係る経費）
- (2) 修繕費（建物、器具及び備品等の修繕又は模様替えに係る経費）
- (3) 消耗品費

5 助成対象事業等の制限

次の事業等は、対象としない。

- (1) 他の団体や公的助成を受けている事業
- (2) 団体の運営に関する経費（日常業務にかかる人件費、家賃などの経常経費）
- (3) 令和 4 年度以降に本事業による助成を受けた団体

6 申請期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 30 日（金）までとする。

なお、この期間の申請に伴う助成額が予算に達しない場合、追加募集することがある。

7 助成方法

本会が別に定める、令和7年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付要項（以下「交付要項」という。）の定めるところによる。

なお、助成金の申請にあたっては、添付の手引きを参照のうえ同交付要項第3条に規定する書類に加えて、別紙「自己評価表」を提出するものとする。

附 則

この要領は令和7年4月11日から施行する。